

被扶養者資格継続調査を実施します

共済組合は、地方公務員等共済組合法により、組合員証・組合員被扶養者証（保険証）の検認をすることになっており、当組合では、被扶養者資格継続調査を実施することによりこの検認を行っています。

この調査は、被扶養者の方が現在も被扶養者の認定要件を備えているかどうかを確認し、被扶養者資格の継続をするために重要かつ必要不可欠な手続きですので、ご理解、ご協力をお願いします。

●調査対象所属

下記の表を参照してください。

●調査対象者

調査基準日（平成二十二年七月一日）現在十八歳以上の被扶養者。

※原則、次の方は除きますが、収入のある方等は、調査対象となる場合があります。

- ① 高校生、今年三月に高校・大学等を卒業された方
- ② 平成二十二年四月一日以降に被扶養者に認定された方

●調査方法

本年七月中に、調査が必要な組合員に、「被扶養者資格継続調査書」を

所属経由で配付します。調査書に所要事項を記入し、必要となる添付書類と一緒に共済事務担当課が定める期日までに提出してください。

●添付書類

下記の表を参照してください。

●被扶養者の認定要件

引き続き被扶養者として認定するためには、一定の要件を満たすことが必要です。次ページに主な認定要件を掲載しましたのでご覧ください。

また、いばらき共済第二六三号（平成二十二年五月号）にも認定基準について掲載していますので参照してください。

●被扶養者資格の取消

この調査で被扶養者としての要件を欠くことが判明したときは、その要件を欠くに至った日まで遡り扶養の取消をすることになります。遡った期間に医療機関等で受診していた場合は、共済組合が支払った医療費や附加給付を返還していただくこととなりますので、日頃から被扶養者の収入状況の把握について十分ご注意ください。

調査対象所属所（組合員証記号が124～613の所属所）

（昨年は調査対象外だったため、今年の調査で2年分の書類を提出願うこととなりますのでご協力をお願いします。）

124 守谷市役所	125 常陸大宮市役所	126 那珂市役所	127 筑西市役所	128 坂東市役所
129 稲敷市役所	130 かすみがうら市役所	131 桜川市役所	132 神栖市役所	133 行方市役所
134 古河市役所	135 鉾田市役所	136 常総市役所	137 つくばみらい市役所	138 小美玉市役所
202 茨城町役場	209 大洗町役場	210 城里町役場	221 東海村役場	234 大子町役場
272 美浦村役場	273 阿見町役場	277 河内町役場	311 八千代町役場	322 五霞町役場
325 境町役場	333 利根町役場	507～613	一部事務組合	

添付書類 — お早めにご準備ください —

調査対象者	添付書類
18歳以上の方 ※高校生、今年3月に高校・大学等を卒業された方、平成22年4月1日以降に被扶養者に認定された方は、原則除きますが、収入のある方等は調査対象となる場合があります。	平成21年度・平成22年度課税（非課税）証明書または所得証明書（2年分） ※非課税証明書の場合は、原則、収入金額が明記されたもの <平成20年・平成21年中の収入状況を確認します。>
パートまたはアルバイト収入がある方（大学、専門学校等の学生も含まれます）	雇用証明書（共済組合より調査書と一緒に配付しますので、勤務先において事業主の証明を受けてください。）
事業所得等（農業・営業など）がある方	平成20年分・平成21年分の確定申告書及び収支内訳書の写し（2年分）
年金収入がある方	本年4月以降に発行された最新の年金振込通知書（はがき）の写しまたは年金額改定通知書の写し
同居を認定要件とする方（配偶者の父母や兄弟など）	住民票謄本 <同居であることを確認します。>
組合員と別居している方（父母や学生ではない子など）	送金証明書（直近の連続する3ヵ月分） 銀行等の振込受領書、ATMの利用明細の原本など送金額、振込依頼人、受取人の氏名が確認できるもの ※預金通帳の写しは不可とします。（口座自動引落の場合は可） <毎月定期的に送金し、組合員が扶養している事実を確認します。>
組合員（父母等を認定している方）	・給与収入のみの方→平成20年分・平成21年分の源泉徴収票の写し（2年分） （給与所得等に係る市町村民税・県民税 特別徴収税額の決定通知書の写しでも可） ・事業所得等（農業・営業など）がある方→平成20年分・平成21年分の確定申告書及び収支内訳書の写し（2年分） <組合員の扶養能力を確認し、世帯平均生計費を算出します。また、農業収入については農業従事者へ按分します。>

※ 調査対象者に扶養手当が支給されている場合でも、上記の書類は提出が必要です。
※ 上記の書類のほかに共済組合が必要と判断した書類を提出していただくことがありますのでご協力をお願いします。

被扶養者の主な認定要件

●被扶養者の認定基準額

【60歳未満】

事業所得等（農業・営業など）がある方	年額	130万円未満
給与収入（パートなど）がある方	月額	108,333円以内
雇用保険受給者	日額	3,611円以内

【60歳以上】

収入が公的年金のみの方	年額	180万円未満
事業所得等（農業・営業など）と公的年金がある方	年額	180万円未満
事業所得等（農業・営業など）のみの方	年額	130万円未満
給与収入（パートなど）と公的年金がある方	月額	150,000円未満
給与収入（パートなど）のみの方	月額	108,333円以内

※給与収入には、賞与や通勤手当等の諸手当を含みます。（所得税法上の課税所得ではなく、収入金額の総額）

※遺族年金などの非課税年金のほか、個人年金などの私的年金も含みます。

●給与収入は、原則として3カ月間の収入により判定します

パートなど給与収入のある方は、年額ではなく月額で判定します。

このため、月額が3カ月連続または平均して108,333円を超えた場合は、被扶養者としての要件を欠くこととなりますのでご注意ください。

●父母を認定する場合

◇夫婦合算の収入が基準となります

（この際の収入は共通経費を勘案した可処分所得とし、各々の認定基準額を合算した額の85%となります。）

【父母がともに60歳以上】

（年額）

父母が二人とも公的年金受給者	306万円未満	(180万円+180万円) × 85%
父母のどちらか一人が公的年金受給者	263万5千円未満	(180万円+130万円) × 85%
父母二人とも公的年金受給なし	221万円未満	(130万円+130万円) × 85%

【父母がともに60歳未満】

父母が二人ともまたはどちらか一人に収入がある	221万円未満	(130万円+130万円) × 85%
父母のどちらかが障害年金受給者	263万5千円未満	(180万円+130万円) × 85%

【父母の一方が60歳以上、一方が60歳未満】

父母のどちらか一人が60歳以上の公的年金受給者	263万5千円未満	(180万円+130万円) × 85%
父母のどちらか一人が60歳以上で公的年金受給なし	221万円未満	(130万円+130万円) × 85%

◇扶養能力の判定

父母の収入が組合員の収入（85%を乗じた額）の2分の1未満であることが必要です。

◇世帯平均生計費

父母世帯の平均生計費が組合員世帯の平均生計費未満であることが必要です。

●別居の際の仕送り

仕送り額は下記金額以上で、かつ被扶養者の収入の2分の1以上でなければなりません。

【仕送り下限額】

・認定対象者が1人	… 毎月	5万円（年額 60万円）
・認定対象者が2人	… 毎月	9万円（年額108万円）
・認定対象者が3人以上	… 毎月	10万円（年額120万円）